

## 議案第18号

### 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

次のとおり警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(身辺警護手当)</p> <p>第19条 身辺警護手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>職員が皇族の側近警衛のうち、前号に掲げるものに準ずるものとして人事委員会が定めるものの作業に従事したとき。</u></p> <p>(3) <u>職員が皇族の側近警衛（前2号に掲げるものを除く。）</u>又は内閣総理大臣、国賓その他人事委員会規則で定める者の身辺警護の作業に従事したとき。</p> <p>2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号及び第2号の作業 1,150円</p> <p>(2) <u>前項第3号</u>の作業 640円</p>	<p>(身辺警護手当)</p> <p>第19条 身辺警護手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>職員が皇族の側近警衛（前号に掲げるものを除く。）</u>又は内閣総理大臣、国賓その他人事委員会規則で定める者の身辺警護の作業に従事したとき。</p> <p>2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号の作業 1,150円</p> <p>(2) <u>前項第2号</u>の作業 640円</p>

(夜間特殊業務手当)

第23条 夜間特殊業務手当は、交替制又は駐在制の職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行なわれる業務に従事したときに支給する。

2 略

(夜間特殊業務手当)

第23条 夜間特殊業務手当は、警察職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行なわれる業務に従事したときに支給する。

2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。